

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田 口 知 明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	雲沢 (荒屋敷、町屋、田頭、上碇、下碇、田中、大畑、中村、竹市野、大瀬蔵野、東村、西村、奥村、高森、桂渚、鬼壁、古寺、中泊、熊堂、野田、古米沢、川下田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備済区域が多い地域。
- ・水稻、大豆等の土地利用型作物の作付けが多い。高収益作物では、枝豆が多く作付けされている。
- ・地域の担い手は十分に確保されているが、10年後には担い手の高齢化が懸念される。
- ・山際の農地については、未作付け農地が増加し、荒廃農地の発生が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・作物毎の団地を形成し、作業効率向上を図る。
- ・広い耕地を生かし、土地利用型の作物を重点的に作付けする。
- ・小区画ほ場については、高収益作物の作付けを行い、収入増を図る。
- ・非担い手の農地も確保し、地域内の農家全体で農地の保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	554.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	554.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の地域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
比較的基盤整備が進んでいる地域。平場の未整備地区は小区画だが、栽培条件は良好であり、大区画化し更に耕作条件向上を図るよう話し合いを進める。基盤整備事業が困難な場合は、農地耕作条件改善事業や中山間水田畑地化整備事業等の活用により、大区画化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
すでに多様な経営体は確保されているが、高収益作物の栽培を行っている経営体が少ない。他地区からの高収益作物の栽培を希望する参入者や新規就農希望者等の受け入れを積極的に行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地元防除団体に防除作業を委託する。 JAより作物(特に高収益作物)栽培指導をいただく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--